

社会教育法

発令　　：昭和24年6月10日号外法律第207号

最終改正：平成25年12月13日法律第112号(平成24年法律第67号への改正)

改正内容：平成25年12月13日法律第112号(平成24年法律第67号への改正) [平成25年12月13日]

○社会教育法

[昭和二十四年六月十日号外法律第二百七号]

[文部・郵政大臣署名]

[沿革]

社会教育法をここに公布する。

社会教育法

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 社会教育主事及び社会教育主事補（第九条の二—第九条の六）

第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）

第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）

第五章 公民館（第二十条—第四十二条）

第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）

第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）

附則

（中略）

第五章 公民館

（公民館運営審議会）

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

（以下略）